

# 令和5年11月通常会議 施設常任委員会

## 議案第148号

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び  
基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について



くらし 支えるパートナー

## 大津市企業局

企業総務部企業総務課

令和5年12月14日

**【改正内容】**

- 1 子育て支援時間の創設に伴う給与の減額における文言の追加について
- 2 会計年度任用職員の勤勉手当の創設について

## 1 【改正の趣旨】

職員が仕事と子育てを両立できる勤務環境を充実させる観点から、育児部分休業に準じた新たな休暇制度である「子育て支援時間」を創設するため、「大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」が一部改正される予定であり、その影響を受ける部分について改正するもの

## 2 【子育て支援時間の内容】

小学校又はこれに準ずる学校に就学している子（第1学年から第3学年までの子に限る。）を養育するため、「子育て支援時間」を創設する。

- （1）対象者：正規職員
- （2）取得方法：1日につき2時間を超えない範囲（30分単位）で取得
- （3）給料：無給

## 3 【改正内容】

子育て支援時間の給与の減額について、勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する旨を追加

## 4 【実施時期】

令和6年4月1日

# 【参考】 条例 新旧対照表（抜粋）

## R6. 4. 1 施行

改正前	改正後	備考
<p>（給与の減額）</p> <p>第13条 職員が勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認を得た場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の公営企業管理者が定める教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（高年齢として公営企業管理者が定める年齢に達した当該職員が当該年齢に達した日以後の日で公営企業管理者が認める日から当該職員に係る定年退職日（定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他公営企業管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により公営企業管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について</p>	<p>（給与の減額）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の公営企業管理者が定める教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（高年齢として公営企業管理者が定める年齢に達した当該職員が当該年齢に達した日以後の日で公営企業管理者が認める日から当該職員に係る定年退職日（定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他公営企業管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により公営企業管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）<u>、介護時間</u>（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について</p>	<p>改正</p>

# 【参考】 条例 新旧対照表（抜粋）

## R6. 4. 1 施行

改正前	改正後	備考
<p>勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) <u>の承認</u>を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>第14条から第16条まで（略）</p>	<p>勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) <u>又は子育て支援時間（当該職員がその小学校に就学している子（第1学年から第3学年までの子に限る。）を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認</u>を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>第14条から第16条まで（略）</p> <p><u>附則</u> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>改正</p>

# 会計年度任用職員の勤勉手当の創設について

## 1 【改正の趣旨】

地方自治法の改正により、令和6年4月1日からパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、大津市公営企業に従事する会計年度任用職員について、令和6年度より勤勉手当を支給するための所要の改正を行う。

## 2 【改正内容】

勤勉手当に関する規定の創設

参考：支給月数

	6 月期		1 2 月期		計	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
令和 5 年度 (現行)	1.275月	—	1.275月	—	2.55月	—
令和 5 年度 (改正①後)	1.275月	—	<u>1.325月</u>	—	<u>2.60月</u>	—
令和 6 年度 (改正②後)	<u>1.225月</u>	<u>1.025月</u>	<u>1.225月</u>	<u>1.025月</u>	<u>2.45月</u>	<u>2.05月</u>

①令和5年度の人事院勧告により、令和5年12月期の期末手当支給月数が改正

②勤勉手当に関する規定の創設及び期末手当支給月数（令和6年度以降）の改正

## 3 【実施時期】

令和6年4月1日施行

# 【参考】 条例 新旧対照表（抜粋）

## R6. 4. 1 施行

改正前	改正後	備考
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料、管理職手当、管理職員特別勤務手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に該当する者（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、<u>期末手当</u>及び退職手当とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に該当する者（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）の給与の種類は、給料、管理職手当、管理職員特別勤務手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に該当する者（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、<u>期末手当、勤勉手当</u>及び退職手当とする</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に該当する者（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>改正</p>